

変わる？ それとも変わらない？ 令和 4 年分の年調関係書類

税制改正等に伴い変更を予定している年末調整関係書類が、7月8日付で国税庁から公表されました。
令和 4 年分の年末調整関係書類の変更点を確認します。

変更予定の年調関係書類

(1) 年度修正程度のもの

公表された変更予定の年末調整関係書類のうち、令和 4 年分の年末調整に直接影響するものは、次の書類です。これらは年度修正が予定されている程度の変更です。

- 令和 4 年分 給与所得者の保険料控除申告書
- 令和 4 年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

(2) (1) 以外にも変更があるもの

(1) の他、『令和 5 年分 給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書』についても、変更が予定されています。

給与所得者の扶養控除等申告書(以下、マル扶)は、原則、その年の最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出をします。そのため令和 5 年分のマル扶は、令和 4 年分の年末調整と関係ありません。しかし、令和 4 年分の年末調整時に令和 5 年分のマル扶の提出を受けておけば効率が良いため、同時期に提出を促すケースが多いです。

令和 5 年分のマル扶の変更点は、年度修正以外に主に次の 2 つがあります。

- 国外居住親族に係る扶養控除の見直しに伴う修正
- 退職手当等を有する配偶者・扶養親族欄の新設

いずれもすべての方に影響のある変更ではありませんが、マル扶の見た目が少し変わる予定であるため、これらの変更点について、改正の概要とともにご案内します。

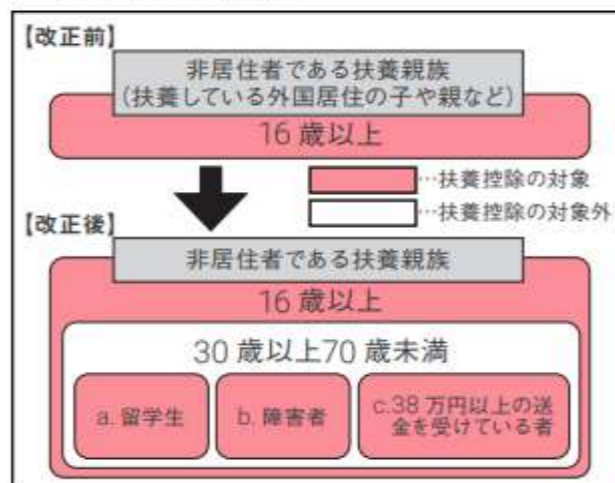
国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和 2 年度税制改正により、日本国外に住む子や親などを扶養している場合の扶養控除の適用について、

対象となる扶養親族の範囲から一定の者が除外されました。

除外対象者: 年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者であって、次に掲げる者のいずれにも該当しないもの
a. 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
b. 障害者
c. 扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

○ 非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件



出典: 国税庁HP「変更を予定している年末調整関係書類(事前の情報提供) 令和 5 年分 給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書」<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/pdf/0022007-058-03.pdf> 一部編集

これにより a. と c. に該当する場合は、次の確認業務が発生します。

○ 確認するための書類と確認時期

	a. 留学生	c. 38万円以上の送金を受けている者
必要書類	留学ビザなど外国の在留を証する書類の写し	38万円以上の送金関係書類
確認時期	マル扶受領時	年末調整を行う時

(注) マル扶を受領する時の親族関係書類及び年末調整を行う時の送金関係書類の確認は、b. 障害者を含めてこれまでどおり必要です。ただし、上記 c. の確認をする場合には、現行の送金関係書類の確認をする必要はありません。

令和 5 年分のマル扶は、たとえば控除対象扶養親族(16 歳以上)欄にある非居住者である親族欄について、いずれかをチェックするように変更が予定されています。

退職手当等を有する配偶者・扶養親族

令和 4 年度税制改正により、マル扶にある「住民税に関する事項」欄に、退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を記載することとなりました。

これは、同一生計配偶者や扶養親族となる要件の“合計所得金額 48 万円以下”に、分離課税される退職所得金額を含むか否かの取扱いが、所得税と住民税とで異なることに起因しています。

○ 合計所得金額に分離課税される退職所得金額を含むか否か

- 所得税:含む
- 住民税:含まない

例年、年末調整時期になると、税務署から「年末調整のしかた」、「源泉徴収額表」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットが、まとめてお手元に届いていたかと思います。これが令和 4 年分からは、昨年との変更点などが記載されたリーフレットに代わるようです。今後パンフレットをご入手の際は、国税庁ホームページから直接ダウンロードする必要があります。その点もあわせてご確認ください。

参考: 国税庁「令和 4 年 4 月源泉所得税の改正のあらまし」ほか

*My K o m o n ニュースレターより引

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上!!
たった 5 年で売上が 7 倍<7 億円>に!
幹部と一緒に作る!!

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる!
◎ 専門家がマンツーマンで丁寧にお教えます!
◎ 何でも質問 OK です!

日程 2022 年 09 月 14 日(水)

時間 10 時~17 時(受付 9 時 45 分~)

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000 円(税抜)【定員 5 名様】

*おひとり様追加毎に+5,000 円(税抜)となります。

お問い合わせ TEL: 097-529-5757 高山

申し込みフォーム:

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5vxO5tG1SwwU0zibLyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*8月4日(木) 8月誕生会

8月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や
職員の日常を紹介しています!
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話: 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール: soumu@ideasoken.jp